

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十五年三月十二日から同年七月十二日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十五年三月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）ホームセンターコーナン大和高田池尻店

所在地 大和高田市池尻一四三―三ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前六時 閉店時刻 午後九時

（変更後）開店時刻 午前六時十五分 閉店時刻 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前五時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前六時から午後九時三十分まで

三 届出年月日

平成二十五年三月一日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十五年三月十二日から同年七月十二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで